

清瀬市会計年度任用職員【専門職】（学芸員）募集要項

1. 応募資格

以下の全ての要件を満たす方

①博物館法に基づく学芸員の資格を有する方（資格取得見込み含む）

②大学もしくは大学院で、民俗学または歴史学（日本史）の専門課程を履修し卒業（修了）した方

※地方公務員法第16条の欠格事由に該当する方は、受験できません。

2. 任用期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

※1会計年度ごとの任用を原則とします。同一の職が設置され、選考等の能力実証を行った上で、勤務実績が良好である場合に再度の任用を行う場合がありますが、毎年度、本職種の必要性を吟味し、設置不要となった場合は、更新されません。

3. 身 分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員

4. 勤務内容

【勤務場所】清瀬市郷土博物館

【勤務場所】学芸員として、主に国指定重要有形民俗文化財『清瀬のうちおり』の保存、展示、管理を担当するほか、民俗資料の収集保存、調査研究、展示、教育普及及び文化財保護行政等の業務に従事する。

5. 勤務日及び勤務時間

【勤務日】週5日勤務

【勤務時間】週平均35時間勤務

火～日曜日の中でローテーションによる勤務

例：午前9時から午後5時まで

※業務上の都合により勤務時間を変更する場合があります。

また、勤務シフトにより、祝日等の勤務日があります。

6. 報酬、諸手当等（※退職手当は支給されません。）

月額 212,800円

他に通勤費（第二種報酬）、期末手当等を市規定により支給します。

7. 選考（面接）

書類選考および面接

※面接は令和8年4月16日（木）又は4月17日（金）を予定しています。

8. 募集人員

若干名

9. 有給休暇

任用期間内 10 日

10. 災害補償

公務中及び通勤途上の災害として認定されたものについては、各種法令及び条例等に基づき補償されます。

11. 社会保険等

共済組合、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。

12. 健康診断

常勤職員に準じて実施する。

13. 申込み手続き

	持 参 に よ る 申 込
申込期間	令和 8 年 3 月 27 日（金）午後 5 時まで （土・日曜日・祝日を除く。）
申 込 先	清瀬市役所 3 階（19 番窓口） 経営政策部未来創造課人材育成係
申 込 時 必要書類	① 清瀬市会計年度任用職員【専門職】採用試験申込書（写真貼付） ② 職務経歴書 ③ 資格証の写し（上記「1. 応募資格」を参照）
注意事項 そ の 他	・提出書類は返却いたしません。 ・ <u>熱等により文字が消えるインクを使用した筆記具</u> で書かれた書類の受け付けは一切いたしません。 ・申込書添付の写真は美顔修正等の加工不可

14. その他

上記は、現時点におけるものであり、採用時までには制度改正等があった場合は、それによります。最終合格者は、令和 8 年 6 月 1 日の募集人員の定員に達した場合でも令和 9 年 3 月 31 日までの名簿登載として扱います。

15. 問い合わせ

〒204-8511 東京都清瀬市中里 5-842

清瀬市経営政策部未来創造課人材育成係

TEL 042-497-1843（直通）、042-492-5111（内線3118）